

要介護認定の申請のしかた

介護サービスを利用するには要介護認定を受けます。

※介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する場合は14ページをご覧ください。



申請

地域包括支援センターで申請します。
申請する方は、本人または家族などでも可能です。

65歳以上の方

申請に必要なもの

要介護・要支援認定申請書

中野区の窓口にあります。区のホームページからダウンロードもできます(29ページ)。

介護保険証

申請書には主治医を記入する欄があります。あらかじめ主治医の氏名・病院名・連絡先などを確認しておきましょう。主治医がいない場合は、地域包括支援センターや中野区にご相談ください。

医療保険に加入している

40～64歳の方

申請に必要なもの

要介護・要支援認定申請書

中野区の窓口にあります。区のホームページからダウンロードもできます(29ページ)。

加入している医療保険の被保険者証

区内8か所の地域包括支援センター(32ページ)へ申請

知っておきたい

介護保険

Q&A



自分や家族で申請できない場合は？



申請の代行をしてもらうことができます。

A

地域包括支援センターや法令で定められた居宅介護支援事業者、または介護保険施設などへご相談ください。

知っておきたい

介護保険

Q&A



サービスを利用するには必ず認定申請が必要なのですか？

A

地域包括支援センターでの基本チェックリストにより事業対象者になることで、一部サービスを利用することができます。

基本チェックリストは14ページをご覧ください。

おしえて！

主治医って
どんな人？

かかりつけのお医者さんなど、本人の心身の状態をよく知る医師のことです。また、介護が必要な状態になる要因となった病気の治療をしている医師などのことをいいます。

おしえて！

居宅介護支援
事業者ってどんな人？

ケアマネジャーを配置して、サービス提供事業者との連絡や調整を行う、区市町村の指定を受けた事業者です。



要介護認定のながれ

訪問調査が行われ、その結果などをもとに介護が必要かどうかを判断するための審査・判定が行われます。



訪問調査

調査員が自宅を訪問し、全国共通の調査項目を本人や家族に確認し調査を行います。



一次判定

調査内容と主治医意見書の一部をコンピューターに入力して一次判定を行います。



二次判定

一次判定の結果や主治医の意見書などをもとに介護認定審査会が総合的に審査・判定します。



～訪問調査ではこのようなことを確認します～

- | | | | |
|----------|-----------|------------|---------|
| ■ 麻痺等の有無 | ■ 衣服着脱 | ■ 徘徊 | ■ 移乗 |
| ■ 寝返り | ■ 金銭の管理 | ■ 感情が不安定 | ■ 立ち上がり |
| ■ 座位保持 | ■ 日常の意思決定 | ■ 昼夜逆転 | ■ 洗身 |
| ■ 歩行 | ■ 整髪 | ■ 聴力 | ■ えん下 |
| ■ 移動 | ■ つめ切り | ■ 買い物 | ■ 排便 |
| ■ 片足での立位 | ■ 洗顔 | ■ 薬の内服 | ■ 収集癖 |
| ■ 短期記憶 | ■ 視力 | ■ 拘縮の有無 | ■ 外出頻度 |
| ■ 排尿 | ■ 意思の伝達 | ■ 起き上がり | ■ 簡単な調理 |
| ■ 食事摂取 | ■ 理解 | ■ 両足での立位保持 | ■ など |

主治医意見書

中野区の依頼により主治医が心身の状態について意見書を作成します。



知っておきたい

介護保険

Q&A



適切な認定結果が出るかどうか心配です。

A

調査の際は、自分の状態を正しく伝えましょう。

要介護認定では、訪問調査の結果が重要な判定基準になります。意識して普段と違う振る舞いをしてしまうと、適切な認定結果が得られない場合があります。調査を受けるときは、ありのままの状態を調査員にみてもらうことが大切です。

